平成２３年（フ）第８３号
山口県下関市椋野上町４番30号
債務者　中川　和美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
山口県下関市上田中町７丁目12番５―603号
債務者　中林　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
山口県下関市豊北町大字角島2443番地５、前住所山口県下関市長府才川１丁目38番20号サンビレッジ才川Ｃ棟102号
債務者　濱村　美彰
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
山口県下関市垢田町１丁目４番１号　若葉荘１階１号
債務者　小松　忠夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
山口県下関市垢田町１丁目４番１号　若葉荘１階１号
債務者　小松美智代
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
高知市小石木町204番地　潮江市営住宅304号
債務者　川村　禎子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９３号
高知市中久万21番地11　シャーメゾンＣ棟101
債務者　浅井憲太郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２１号
高知市一宮西町２丁目20番４号　改住13号
債務者　曽我部惠子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２６号
高知県土佐市宇佐町宇佐3161番地25
債務者　岡村　優枝
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２９号
高知市万々391番地１
債務者　川添　克彦
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３６号
高知市比島町２丁目16番54号　あざみ荘11号
債務者　大畑　清一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４５号
高知県南国市前浜329番地
債務者　弘光佐知代
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５９号
高知県南国市前浜329番地
債務者　弘光　妙子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７号
大分市大字光吉2192番地の７　市営２Ｗ３―５、申立時の住所大分市豊町１丁目５番11号
債務者　和田　敦子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
宮崎県小林市細野1959番地
債務者　倉吉　京子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９０号
宮崎県都城市牟田町７街区18号ミューズコート407号室、前住所鹿児島県南さつま市加世田川畑2359番地６
債務者　中島　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９４号
宮崎県都城市関之尾町5828番地
債務者　木之下千代美（旧姓野添）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部